

64、基本問題 44「補助参加の利益」ランク：A

1、XがYを相手取って提起した損害賠償請求訴訟において、機体の製造者Bと設計者Cは当該訴訟に補助参加(民事訴訟法(以下、略)42条)することができるか。

2(1)補助参加するための要件は、「訴訟の結果」について「利害関係」があることである。

補助参加制度の趣旨は、当事者以外の者が訴訟に参加して、被参加人の訴訟活動を補助することにより、被参加人に対して敗訴判決がなされることによる補助参加人が受ける法的不利益を防止することにある。

そうだとすれば、「利害関係」とは、法律上の利害関係に限られ、法律上の利害関係とは、当該訴訟の判決が参加人の私法上又は公法上の法的地位又は法的利益に影響を及ぼすおそれがある場合をいう。

そして、「訴訟の結果」とは、判決理由中の判断も含む。なぜなら、上記のような法的利益に対する影響は訴訟物に対する判断のみならず、判決理由中の判断からも生じ得るためである。

(2)本件では、訴訟内で機体の構造的欠陥が問題になっている。そうだとすれば、被参加人たるYが敗訴した場合、機体の製造者であるBと、設計者であるCは、共同不法行為者として、後にYから求償を受ける可能性がある。そのため、B及びCは、本件訴訟の結果が、自己の私法上の法的利益の前提になっているといえる。

したがって、B及びCには、本件訴訟の結果により、法的利益に直接上の影響が生じるため、「訴訟の結果」について「利害関係」があるといえる。

(3)よって、B及びCは本件訴訟に補助参加することができる。

3、では、同じ事故で死亡したDの遺族Eは補助参加することができるか。

(1)上記と同様の規範で判断する。

(2)Eは、仮に被参加人であるXが本件訴訟で勝訴したとしても、EのYに対する損害賠償請求権の存在が必然的に肯定されるわけではなく、事実上有利に働くだけである。そのため、上記B及びCと比較して、訴訟の結果が自己の法的利益の先決問題になっているわけではない。

また、Eは、本件訴訟の原則であるXと立場を同じくするものであるから、Eが参加することにより、従来よりも訴訟資料の充実化が望めるといった事情もない。

(3)したがって、訴訟の複雑化を防止するためにも、本件におけるEの補助参加は認められない。

以上

◎具体的あてはめにおける視点（補助参加の利益の考え方）

補助参加の利益が問題となる（すなわち、参加人の私法上又は公法上の法的地位又は法的利益に影響を及ぼすおそれがある場合か否かが問題となる）類型

- ①訴訟の結果が補助参加人の法的地位に「直接的な」影響を及ぼす場合
- ②訴訟の結果が補助参加人の法的地位に「間接的な」影響を及ぼす場合

さらに、①の類型は、

a（直接的に）法律上の影響が及ぶ場合、すなわち判決効が及ぶ場合

b（直接的に）事実上の影響が及ぶ場合

に分類される。

直接的な事実上の影響とは、訴訟の結果が補助参加人の法的地位に対し論理的にないし実体的に「先決関係」¹や「択一的関係」²にある場合をいいます。

この①のいずれかの類型にあてれば、参加の利益は認められます。

では、②の類型はどうでしょうか。②の類型は、訴訟の結果が常に補助参加申出人の法的地位に事実上の影響を及ぼす場合に当たります。そして、事実上の影響を受ける場合でも被参加人と補助参加申出人の間に、実体法上の先決関係や論理上の択一関係がない場合を指します。

②の類型に当たる場合は、参加の利益が常に認められるわけではありません（東京高決平20・4・30百選102事件もこの類型でしたが、判例は参加の利益を否定しています。）

この類型に当たる場合には、補助参加申出人が参加することによる審理の遅延や複雑化というデメリットと資料の豊富化による審理の充実というメリットを衡量して、審理の著しい遅延や複雑化がなく、訴訟資料の豊富化による審理の充実が期待できる場合であり、参加申出人の事実上の影響度が大きいならば、公平上、間接的な影響しかない場合でも補助参加を許す余地を認めることができると考えられています。

¹ 典型例は、主債務者への主債務履行請求訴訟に保証人が補助参加する場合があげられます。主債務の有無は、実体法上、保証債務の有無を決するにあたり先決関係に当たるからです。（主債務がないと認定されれば、保証債務もないこととなる、付従性ですね）

² 「択一関係」の例としては、訴訟上、Xと売買契約を締結したのがAまたはBのいずれかであることが表れているときなどを指します。（買主がAまたはBであることがわかれば、論理的に買主がAでなければB、BでなければAと決まる）なお、判例（最判平14.1.22百選104事件）は同様の事案につき、参加の利益を否定していますが、学説上は補助参加を認めるべきであったとする説が有力です。

要は、②の間接的影響しか及ばない場合は参加を許すことによるデメリットとメリットの比較衡量に加え、当事者や参加人の公平の観点も加味しましょうね。ということですが、非常に難しいです。この点もいまだ判例や学説が固まっていない分野だと思われます。

◎思考過程

まず、**補助参加人が、訴訟の結果から影響を受け得る対象を確定**。この時点で、影響を受ける対象が法律上の利益でなければ、補助参加の利益は認められない³。規範でいう、「参加人の私法上又は公法上の法的地位又は法的利益に」の部分が認められないということ。

↓

影響を受ける対象が法律上の利益であれば、次に、**その法的利益に対してどのような「影響」が及ぶのかを考える**。ここで、上記補助参加の利益の考え方を参考にする。

³ つまり、一方当事者が友達で、勝ってほしいから補助参加とかはできないということ